

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題 (財政金融的側面), 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635</a>

請  
願  
知  
理

北米課長

外務省

写

総第323号

昭和43年5月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

外務大臣 三木武夫

「沖縄の早期祖国復帰に関する請願（第91号、第503号）」の処理経過に関する閣議請願について

第57回国会の参議院採択の「沖縄の早期祖国復帰に関する請願（第91号、第503号）」に対する処理経過について別紙の通り閣議請願を求めます。

外務省

第57回国会において採択された  
外務省所管請願に対する処理経過

昭和43年5月9日

外務省

1. 沖縄の早期祖国復帰に関する請願

内閣参57請第78号

請 第91号

請願者

宮崎県議会議長 川 越 石 男

請願要旨

沖縄の早期祖国復帰については、国においても、諸般の事情を考慮しつつ、これが促進に努力を傾注している。

しかしながら、戦後22年に及び今なお祖国日本より隔離された状態におかれている。その間、沖縄90万余の同胞はもとより、全国民が沖縄の日本復帰を念願している。よつて政府並びに国会は沖縄の祖国日本復帰について、最大限の努力をもつて、これが促進をはかれるよう要望する。

処理意見

沖縄が、今日なお外国の施政下におかれているという現状は不自然であり、政府はこれまでもあらゆる機会をとらえて沖縄の本土復

帰が一日も早く実現するよう米側に求めてきた。

また、同時に政府は沖縄住民の民生福祉の向上、本土との格差是正、一体化の促進等に努力し、わが国の沖縄援助の増大をはかるとともに現地住民の自治権の拡大、人権の擁護のための諸方策についても絶えず米政府と協議を行ない、改善のための努力を行なつてきた。昭和43年2月に高等弁務官に対する諮問委員会が発足し、沖縄と本土との一体化の促進及び沖縄住民の福祉の向上について日本政府の考えが、沖縄の施政に直接いかされて行く仕組みができたことは大きな前進である。

政府は、今後ともわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきながら、沖縄問題の根本的解決策について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、あらゆる機会をとらえて米政府との間に協議を行ない、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう一層の

外務省

努力を払つて行く方針である。

(本件については総務長官と協議済)

外務省

2 沖縄等の祖国復帰に関する請願

内閣参事第79号

請 第503号

請願者

愛媛県議会議長 山本博通

請願要旨

(1) 沖縄の祖国復帰は、沖縄の住民のみならず日本国民すべての懇願である。特に11月の佐藤首相の訪米を機会に沖縄の祖国復帰は日米間の最大の政治課題となり全国民の願望となつている。

よつて、本県議会は沖縄の祖国復帰が速かに実現できるよう政府及び国会はあらゆる努力を強く傾注されるよう要望する。

(2) 小笠原諸島をはじめ、ハボマイ、シコタン、クナシリ、エトロフ等の領土についても、その復帰は既に国民の多年にわたる願望であり、この際政府は右の尽力に併せてその実現に最大の努力を注がれるよう強く要望する。

処理意見

沖縄が今日なお外国の施政下におかれているという現状は不自然であり、政府はこれまでもあらゆる機会をとらえて沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう米側に求めてきた。また、同時に政府は、沖縄住民の民生福祉の向上、本土との格差是正、一体化の促進等に努力し、わが国の沖縄援助の増大をはかるとともに現地住民の自治権の増大、人権の擁護のための諸方策についても絶えず米国政府と協議を行ない、改善のための努力を行なつてきている。さる2月に高等弁務官に対する諮問委員会が発足し、沖縄と本土との一体化の促進及び沖縄住民の福祉の向上について日本政府の考えが沖縄施政に直接いかされていく仕組みができたことは大きな前進である。

政府は今後ともわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきながら、沖縄問題の根本的解決策について広範かつ総合的な見地

から検討するとともにあらゆる機会をとらえて米国政府との間に協議を行ない、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう一層の努力を払つて行く方針である。

また、小笠原諸島についてはすでに4月5日に日米両政府間で返還協定が署名されたので復帰実現も間近いものと思われる。

なお、北方領土問題については、政府は、領土問題を含むあらゆる日ソ間の懸案を総ざらいしようとの立場から、昨年末より在ソ中川大使をして、ソ連政府との間に話し合いを行なわしめているか、今後ともこの問題の解決のためには最善の努力を行なつて行く所存である。

(本件については総務長官と協議済)

43. 10. 2.  
12月12日付文37.

アメリカ局長

参事官

北米課長

吉崎事務官

沖縄の祖国復帰促進に関する  
請願について

43. 9. 16  
米紙

先58回国会において採択された下記  
請願に対し、別紙のとおり返状を呈す

首長国会の各道に提出した  
政見。 (沖縄戦後務に於ける自治協成の  
功績)

記

1. 沖縄の祖国復帰促進に関する請願  
(国山特級会 参議院文庫第681号)

2. 同上  
(国山特級会 参議院文庫第432号)

GA-5

5513 外務省

2

3. 沖縄の返還に関する請願  
(新学振協会 参議院文庫第3549号)

4. 沖縄の祖国復帰早期実現に関する請願  
(全沖縄下道県郡松橋町協会 参議院文庫  
第3820号)

注 請願要旨は首長に付し書く由。  
1. 返状意見は前記4件の請願について

同文の付し考す由す。

GA-6

外務省

延平老久 (案)

沖港の施政協定問題の中心課題

1. 沖港が今日存在する原因の施政協定

右の如く(1) 不自由な状態を一日も早

(2) 解消(2) 日本政府(国)の一致

1. 範圍上、沖港が十加国と合意極東

の安全保障のなかで果しては重要な役割を

をいかに調整すべきである。

政体は従来の一帯に十加国と合意

極東の安全保障の問題と合意は

1. 施政協定問題の中心課題

加つ、総合的の地位を、検討すべき也。

日本は沖港の中心、沖港の地位

沖港の地位を、最善の最善の道に

加つ、確信し、あつた機会を利用し

半島との関係(合)を、昭和

42年11月の徳蘇協定大臣と、

半島大協定との関係、合意は、

沖港の施政協定は、日本と、

合意の下に、沖港の地位は、

同く、地位の検討は、

合意は、二、地位協定は、日本



首途合衆の席上、此際迄現と見  
 行わし、一箇三年、内、施政促進  
 の用途を以てし、並に十分  
 有意に行政に之を以てあり、其  
 第一回合衆の昭和43年5月27日に  
 開催され、政府と此後二  
 建設協議、及び此の地、あるべき米南の  
 協議の場を通じ、沖縄復帰の  
 早期実現に努力の行なはれ、  
 此の政府は、米國政府との緊密  
 な協力の下、沖縄住民の民生福祉

(  
(  
(  
(  
(

の向上、本土との一体化、  
 努力、此の間の沖縄復帰の増大  
 を以てし、  
 地位住民の自治権の  
 拡大、人権の擁護、  
 此の地、米國政府との協議、  
 改善の在り、  
 昭和42年の日米首脳会談に  
 此の合衆の基、  
 米領土の行政委員会、  
 経済社会面を中心として、  
 日本政府の

(  
(  
(  
(  
(

2. 通知 2. 通知 2. 通知 2. 通知 2. 通知

自合 18、昭和 43 年 3 月 1 日 4 回 合 合 合 合

18 10 1  
既 以 申 申 ( 申 申 申 申 ) の 申 申 申 申

申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

長 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

( 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 )

注 9.24 申 申 申 申  
9.25 申 申 申 申  
12.18 申 申

申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申 申

外務省

写

総第647号

昭和43年10月14日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

外務大臣 三木 武夫

「沖縄の祖国復帰促進に関する請願」  
他6件の処理経過に関する閣議請願に  
ついて

第58回国会における衆議院及び参議院採択  
の「沖縄の祖国復帰促進に関する請願」他6件  
の処理経過について別紙のとおり閣議請願を求  
めます。

外務省

第55回国会において採択された  
外務省所管請願に対する処理経過

昭和43年10月14日

外務省

外 務 省

◎衆議院

沖縄の祖国復帰促進に関する請願

内閣衆 58 請第 2448 号

◎参議院

1. 沖縄の祖国復帰促進に関する請願

内閣参 58 請第 40 号

2. 沖縄の返還に関する請願

内閣参 58 請第 42 号

3. 沖縄の祖国復帰早期実現に関する請願

内閣参 58 請第 43 号

4. 日ソ平和条約の締結促進と北方領土の返

還に関する請願

内閣参 58 請第 41 号

5. 北方領土の日本復帰促進に関する請願

内閣参 58 請第 44 号

6. 米国の輸入課徴金阻止対策の確立に関する請願

内閣参 58 請第 147 号

外 務 省

◎衆議院

沖縄の祖国復帰の促進に関する請願

内閣衆 58 請第 2488 号

議第 681 号

請願者 岡山県議会議長 天野 与 市

請願要旨

沖縄の祖国復帰については、佐藤総理をはじめ関係当局において積極的に努力されているところ、戦後 22 年を経過した今日なおわが国に復帰できないことは誠に遺憾である。

沖縄は、第二次世界大戦の末期において多くの戦禍を蒙り、戦後においては他国の施政下に置かれてわが国経済の発展の恩恵にも浴すことができない状況にあり、早急にこれが解決を図ることは沖縄百万の同胞はもとより日本国民の総意による悲願であり、これが一層の促進方を要望する。

処理意見

○ 沖繩の施政権返還問題の中心課題は、沖繩が今日なお外国の施政権下におかれているという不自然な状態を一日も早く解消したいという日本政府及び国民の一致した願望と、沖繩がわが国を含む極東の安全保障のために果たしている重要な役割りをいかに調整するかにある。

○ 政府は従来より一貫してわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきつつ、施政権返還問題について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、日米友好関係の枠の中で沖繩問題の解決をはかることが最善かつ最短の道であると確信し、あらゆる機会を利用して米国との間で話し合ってきた。昭和42年11月の佐藤総理大臣とジョンソン米国大統領との間の会談において、沖繩の施政権を日本に返還するとの方針の下に、沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことが

○ 合意された。この継続協議は、日米首脳会談の席上佐藤総理大臣が行なつた「両三年」内に施政権返還の目途をつけるべしとの主張を十分考慮して行なうことになつており、その第1回会合が昭和43年5月27日に開催された。政府としては今後この継続協議及びその他あらゆる日米間の協議の場を通じ、沖繩復帰の早期実現に努力して行く方針である。

○ 他方政府は、米国政府との緊密な協力の下に、沖繩住民の民生福祉の向上、本土との一体化の促進等に努力し、わが国の沖繩援助の増大をはかるとともに、現地住民の自治権の拡大、人権の擁護のための諸方策についても絶えず米国政府と協議を行ない、改善のために努力して来た。この点については、昭和42年の日米首脳会談における合意に基づいて那覇に高等弁務官に対する諮問委員会が設置され、経済社会面を中心に沖繩の施政に日本政府の考えを直接活かす仕組みができたことは

外 務 省

大きな前進である。諮問委員会は、昭和43年3月1日の第1回会合以来既に18件(10月1日現在)の勧告を出すなど、本土と沖縄との一体化の促進に大きな貢献を行なっている。

(本件については総務長官と協議済)

外 務 省

◎参議院

1. 沖縄の祖国復帰促進に関する請願

内閣参58請第40号

請第432号

請願者 岡山県議会議長 天野与市

2. 沖縄の返還に関する請願

内閣参58請第42号

請第3549号

請願者 新潟県議会議長 高橋重雄

3. 沖縄の祖国復帰早期実現に関する請願

内閣参58請第43号

請第3820号

請願者 熊本県下益城郡松橋町

松橋町議会議長 緒方卯兵衛

請願要旨(1、2、3)

沖縄は、もともと日本固有の領土であり、日本の主権下にあるべきところである。沖縄住民は、戦後23年の間、ひたすら本土への復帰を願い、国民もまた、

外 務 省

沖繩に対する日本の主権が、1日も早く回復されるよう切望する。

よつて貴院においては、沖繩統治の実情と沖繩並びに本土の全国民の沖繩返還の要求を基礎に、返還の措置を講ぜられるよう強く要望する。

外 務 省

処理意見 ( 1. 2. 3. )

沖繩の施政権返還問題の中心課題は、沖繩が今日なお外国の施政権下におかれているという不自然な状態を一日も早く解消したいという日本政府及び国民の一致した願望と、沖繩がわが国を含む極東の安全保障のために果たしている重要な役割りをいかに調整するかにある。

政府は従来より一貫してわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきつつ、施政権返還問題について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、日米友好関係の枠の中で沖繩問題の解決をはかることが最善かつ最短の道であると確信し、あらゆる機会を利用して米国との間で話し合ってきた。昭和42年11月の佐藤総理大臣とジョンソン米国大統領との間の会談において、沖繩の施政権を日本に返還するとの方針の下に、沖繩の地位について共同かつ継続的な検討を行なうことが

外 務 省

合意された。この継続協議は、日米首脳会談の席上佐藤総理大臣が行なつた「兩三年」内に施政権返還の目途をつけるべしとの主張を十分考慮して行なうことになつており、その第1回会合が昭和43年5月27日に開催された。政府としては今後この継続協議及びその他あらゆる日米間の協議の場を通じ、沖縄復帰の早期実現に努力して行く方針である。

他方政府は、米国政府との緊密な協力の下に、沖縄住民の民生福祉の向上、本土との一体化の促進等に努力し、わが国の沖縄援助の増大をはかるとともに、現地住民の自治権の拡大、人権の擁護のための諸方策についても絶えず米国政府と協議を行ない、改善のために努力して来た。この点については、昭和42年の日米首脳会談における合意に基づいて那覇に高等弁務官に対する諮問委員会が設置され、経済社会面を中心に沖縄の施政に日本政府の考えを直接活かす仕組みができたことは

外 務 省

大きな前進である。諮問委員会は、昭和43年3月1日の第1回会合以来既に18件(10月1日現在)の勧告を出すなど、本土と沖縄との一体化の促進に大きな貢献を行なつている。

(本件については総務長官と協議済)



外務省

4 日ソ平和条約の締結促進と北方領土の返還に関する請願

内閣参事第 41号

請第 3545号

請願者 新潟県議会議員 高橋重雄

5 北方領土の日本復帰促進に関する請願

内閣参事第 44号

請第 3821号

請願者 熊本県下益城郡松橋町

松橋町議会議員 緒方卯兵衛

請願の要旨(4、5)

北方領土の返還問題は国民の関心事である。この際、政府および国会はソウイェト連邦との平和条約の締結を促進し、国後、択捉、歯舞、色丹等わが国固有の北方領土の返還について、全国民の悲願にこたえて、今後なお一層の努力を払うより要望する。

外務省

処理意見(4、5)

国後、択捉両島が歯舞群島、色丹島とともにわが国固有の領土であることは、歴史的にみても、国際法上も明白であり、政府は従来よりソ連政府に対しあらゆる機会をとらえて、国後、択捉両島の返還を強く要求している。(歯舞群島、色丹島については、日ソ共同宣言第9項において、ソ連はこれら諸島を平和条約締結後、わが国に引渡すことに向意している。)

一方ソ連政府は、「日ソ間の領土問題は一切解決済み」との立場を固持しており、このため、日ソ間には現在なお平和条約が締結されていない。昭和42年7月三木外務大臣が訪ソしコスイギン首相と会談した際、向大臣より日ソ間の多年の懸案である領土問題解決のために日ソ間で話し合いを行なつてゆきたいと述べたところ、コスイギン首相は平和条約の

外 務 省

締結が現在困難であるならば日ソ間で中間的な文書を作ることを考えてはどうかと述べた。

よつて、政府は右コスイギン首相の提案をうけて、この際日ソ間の未解決の問題を総ざらいし、その中で領土問題の前進をはかるとの立場から昭和42年末よりモスクワにおいて中川駐ソ大使を連じソ連政府との交渉を開始している。政府は、今後とも国民のより広範なる支持を得て忍耐づよく北方領土問題の解決のためにお一層の努力を払う所存である。

(本件については総務長官と協議済)

外 務 省

6. 米国の輸入課徴金阻止対策の確立に関する請願

内閣参58請第147号

請第3590号

請願者 岡山県議会議長 天野与市  
請願要旨

米国の輸入課徴金制度を実施すればわが国の対米輸出に重大な影響を及ぼし、その結果、中小企業に甚大な打撃を与え、失業問題を惹起することが憂慮される。

輸入課徴金阻止のため強力な対策を講ずるよう要望する。

処理意見

政府は米国政府に対し、輸入課徴金のよ  
うな貿易制限的措置をとることなく、世界  
貿易拡大の方向で問題の解決をはかるよう、  
あらゆる機会をとらえて強く申し入れを行  
なつた。

さらに政府は他の主要先進国とともに、

外 務 省

米国が輸入課徴金を思い止まることを前提として ケネディ・ラウンド交渉で合意された関税譲許を繰上げて実施する意向を明らかにした。

このような働きかけの結果、米国政府は少なくとも当面輸入課徴金制度の実施を断念するに至つたものと見られるが、政府としては、今後とも自由貿易の原則に基づき世界貿易経済の拡大のために努力する考えである。

(本件については大蔵大臣、通商産業大臣および経済企画庁長官と協議済)

北米局長

参事官

北米課長

古

官房総務参事官

官房書記官

首席事務官

国会班

(43.4.18)

官総参

米ノ回国公ノ百ニ採択ニシテ請願  
ニ対シテ処理意見閣議請議ノ件

米ノ回国公(参議院)ノ百ニ採択ニシ  
テ別紙請願ニ対シテ処理経過ノカキ付5月15  
日付ニシテ処理意見閣議ニカキ付申付此後係  
用ナシニシテ下被受願ノリテ処理意見書ニ  
列スル日付カキ付前の上官總国会班付テ所擬  
出願ノリテ

記

1. 別紙請願者ノ付テ意見書5月23日  
頃ノ時案ノ基ニシテ作成ナシ
2. 他請者ノ閣議付シテ閣議前付ニ申  
結カキ付処理意見ニ取纏付作成ナシ  
閣議前付ノ揚議カキ付後、処理意見書上

「米ノ回国公」

ノ附紙付テノ百ニ採択ノ了解ニシテ

3. 有テテ簡明ノ要領ノ取纏付テ

別紙付テ、身度各々用ナシ場合付「余

(明治前)年度」とカキ付「昭和00年

ニシテ

4. 新領事官ガ本法ニ依テ増置ノリ、採

ト京現ニシテ居ル場合ノカキ付テ

官を別紙付テ

5. 採案ノ印長付テ本裁付テ了ルカキ付

提出ナシ

外 務 省

総第826号

昭和42年10月27日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

外務大臣 三 木 武 夫

「沖縄の祖国日本復帰に関する請願」の処理  
経過に関する閣議請願について

第56回国会における参議院採択の「沖縄の  
祖国日本復帰に関する請願」に対する処理経過  
について別紙のとおり閣議請願を求めます。

等々  
先例

第56回国会において採択された  
外務省所管請願に対する処理経過

昭和42年10月20日

外 務 省

沖縄の祖国日本復帰に関する請願

内閣参事 第 23 号

請 願 第 223 号

請願者 茨城県議会議員 堀山 善 六

請願要旨

沖縄の祖国日本復帰は、96万沖縄住民のみならず、日本国民すべての悲願であり、現在の沖縄同胞の真情は、庶視するにしのびないところである。

沖縄早期復帰は、わが県民の責務として高まり、強い願望となつている。

よつて本県議会は平和と民主主義を守る200余万県民とともに、沖縄の祖国日本復帰がすみやかに実現できるよう政府及び国会があらゆる努力を傾注されることを強く要請する。

処置意見

沖縄が今日なお外国の施政下におかれているという現状は不自然であり、政府はこれまでもあらゆる機会をとらえて沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう米側に求めて来た。また、同時に政府は沖縄住民の民生福祉の向上、本土との格差是正、一体化促進に努力し、わが国の沖縄援助の増大を計るとともに、現地住民の自治権の拡大、人権の擁護のための諸方策についても絶えず米国政府と協議を行ない、改善のための努力を行なつて来ている。

政府は今後ともわが国を含む極東の安全保障の問題をも念頭におきながら、沖縄問題の根本的解決策について広範かつ総合的な見地から検討するとともに、あらゆる機会をとらえて米国政府との間に不断の協議を行ない、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう一層の努力を払つていく方針である。

(本件については総務長官とは協議済)

東欧課

北米局長

北米課長

北米局北米課

43 4 20

請教に対する処理意見

官務総務参事官室国分理より作成

方依頼のあった 第57国会におかれ

て扱われた沖縄等の復帰問題に

関する請教 23件 (第91号及び第

503号) に対する処理意見は別

紙のとおりとした。 昭和43

年12月特達向と協計済である。

GA-4

2016 外務省

(請教第91号)

処理意見

沖縄が今日在外国の施政下に

おかれてゐるといふ現状は不自然な

あり、政府はこれまでもあつた中、

とらえて沖縄の本土復帰が一日も

早く実現するよう米側に求めてきた。

また、同時に政府は沖縄住民の

民生福祉の向上、本土との格差是正、

一体化の促進等に努め、わが国の

沖縄援助の増大をはかるとともに

GA-6

外務省

2  
現地位民の自治権の拡大、人権

の擁護のため諸政策に努めても

絶えず米國政府と協談を行な

改善のため努力を行なってきた。

昭和43年2月に高等弁務官に就任した  
沖繩本島との一体化及び自治権の向上に  
認められ、<sup>11</sup> 日米協定が充足し、日本政府

の考えが沖繩施政に直接<sup>11</sup> 活きた

れていく仕組みができていく

大きな前進がある。

政府は今後も我が国を含む

極東の安全保障の問題をも念頭に

3  
おきながら、沖繩問題の根本的

解決策について広範な総合的研

究地から検討するとともに、あらゆる

機会をとらえて米國政府との間に

不断の協力を<sup>11</sup> 行ない、沖繩の本土

復帰が一日も早く実現するよう

一層の努力を払っていく方針である。

(本件については総務長官と協談済)



(請願才503号)

処理意見

沖縄が今日お外国の施政下におかれてゐるという現状は不自然あり、政府はこれまでもあらゆる材料をとりて、沖縄の本土復帰が一日も早く実現するよう、米側に求めたり、また同時に政府は、沖縄住民の民福祉の向上、本土との格差是正、一体化の促進等に努力し、わが国の沖縄援助の増大をはかるとともに

現地住民の自治権の増大、人格権

の擁護のため、訪米策についても絶えず、米國政府と協談を行つた。改善のため、努力を行つてきた。

~~特に~~ 2月に高等弁務官に対する「沖縄と本土の一体化の促進と沖縄住民の福祉の向上」に関する委員会が発足し、日本政府

の考案が、沖縄施政に直接

ていく仕組みができたことは大

き前進である。 [政府は今後とも

わが国を含む極東の安全保障の問題

をも念頭におきながら、沖縄問題を

の根本的解決策について広範かつ総合的見地から検討したところ  
あつち、我々をとりて米國政府  
との間に ~~本協~~ 協定 <sup>協定</sup> を行なひ、帰郷  
の本土復帰が一日も早く實現する  
一層の努力を払つて行く方針である。

また、小笠原諸島について  
日米両政府間  
に 4月5日に ~~通達~~ 協定が  
署名されたが、復帰實現も向近  
むと思つた。

外務省

なお、北方領土問題については、政府は領土  
問題も含め、日ソ間の懸案を総合  
的に取り扱う立場から、昨年未だに在り中川大  
使に、ソ連政府との間の話し合ひを行なひ  
て貰ふか、今後この問題の解決のためには  
~~最善の~~ <sup>最善の</sup> 方法を ~~探~~ <sup>探</sup> るてある。

(本年については総務省と協同)

(記録)

昭和6.17  
米北吉川

「5月9日付国会請願、訂正に...

6月17日特選向總理府(藤田事務官)より、米北が特選向と協議の上作成した標記沖縄に...

用付請願に對する回答文に次のとおり訂正した旨を請願書に添付し、佐藤、有地事務官に回答を得た。

右差支元は、旨回答したものと、  
回答文末に...

「~~昭和~~昭和、小笠原諸島に...、既に昭和  
昭和4年4月5日に日米両政府間で返還協定が...

署名は、近く得るが現況を予言するものと  
署名は、その後国会承認に至る同年6月26日

に返還されたことになり、訂正した。